

eドキュメントJAPAN
2010 48th画像情報マネジメントショウ

2010年10月18日(月)～10月20日(水) 東京ビッグサイト

展示会出展申込書（兼 出展契約規約に関する同意書）

当社(出展社)は、展示会出展を申込いたします。また、本申込書裏面に記載された展示会出展規約および主催者が必要と認めるその他の追加規約を遵守することに同意します。主催者(共催者)事務局は、この出展申込書を受理次第、展示会出展契約規約書と請求書を発行してください。

(※展示会出展申込者は郵送またはFAXにてお送りください)

申込日 2010 年 月 日

出展社名は必ず正式社名をご記入ください。この出展社名は、展示会広告、展示会公式Webサイトなどの出展社一覧に掲載いたします。

[illegible]

申込責任者 会社名/部署/役職/氏名

印

出展担当者（事務局から出展に関する事務的な連絡をさせていただきます）

会社名:

部署：

役職：

氏名：

住所：〒

TEL:

FAX :

e-mail :

URI :

出展予定製品/サービス（できる限り具体的に記入してください）：

申込内容

① 出展料金(一般小間)=1小間(3m×3m=9m²)あたり37万円(消費税別、JIIMA会員特別料金)

$$\boxed{\text{小間}} \times \text{¥}370,000 = \boxed{\text{①}} \text{万円}$$

※4小間未満でお申し込みの場合は、パッケージディスプレイ(別料金)を用意しております。
詳細は事務局までお問い合わせください。

希望形状(4小間以上の場合)【 小間 × 小間】※小間の形状は整数でご記入ください。
未記入の場合は事務局で判断させていただきます。

②その他(パビリオン/ターンキー/スポンサートラック等)

名称：	=	②	万元
-----	---	---	----

合計：① + ② = ￥_____ ※消費税5%別途

支払期限：出展申込小間料金は、契約日より1ヶ月以内に全額を事務局指定の銀行口座へお振込ください。

申込書送信先:FAX 03-5821-7354

申込締切日

2010年7月2日(金)

〔出展申込書送付先〕

社団法人 日本画像情報マネジメント協会
eDキュメントJAPAN 事務局 宛
〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-1-3
TEL 03-5821-7351 FAX 03-5821-7354

eドキュメントJAPAN2010 出展契約規約

■規約の履行

本イベントにおいて展示、セミナー等をおこなう企業・団体等（以下出展社という）は、以下に記載する各規定および主催者から提示される「出展社マニュアル」に記載する各規定を遵守しなくてはなりません。これらに違反した場合若しくは第三者への迷惑行為、公序良俗に反する行為があると主催者が判断した場合、主催者は出展申し込みの拒否、出展契約の解約、小間・展示物・装飾物の撤去・変更の指示を、それぞれ行うことができるものとします。その際、出展社から事前に支払われた費用の返還および出展契約の解約、小間・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展社および関係者の損害について主催者は一切補償しないと、主催者に損害があった場合には、出展社にその全額を賠償していただきます。

■出展資格

出展社は、主催者が定める本イベントの主旨に沿う製品、サービスを提供する企業・団体その他の事業体に限定され、主催者は製品、サービス等が、本イベント主旨に合致するか否かを決定する権利を有します。

■出展社名

出展申込書に記入された出展社名は、本イベントの告知広告、公式Webサイト、ガイドブックなどに掲載される場合がありますので、必ず正式社名（または団体名）をご記入ください。

■展示小間位置・セミナー時間割の決定

展示小間位置・セミナー時間割は、出展契約日、出展規模、出展・セミナー内容、過去の出展実績等を考慮のうえ主催者が決定し、出展社説明会で発表いたします。主催者は、なるべく出展社の意向を尊重するよう努めますが、必ずしもすべての意向を反映させることができないことをご了承していただきます。

■出展契約の成立

出展社が出展申込書を提出し、主催者または共催者がそれを受理した旨の通知を出展社に発送または発信した日をもって、出展契約の成立とします。

■出展料金の支払

出展社は、請求書に記載された期限までに、請求された出展料金全額を主催者または共催者の指定する銀行口座へ振込むものとします。支払期日までに出展料金のお振込が確認できない場合は、出展契約は当然に解約となります。この場合、主催者に損害がある場合には、出展社は、その全損害を賠償するものとします。

出展料金は、展示小間スペースの使用およびセミナー枠の対価となります。出展に際しては、お支払いいただく出展料金のほかに、装飾費（自社装飾/レンタルパッケージ）、またこのほか利用に応じてインターネット回線費等の諸費用が発生する場合があります。それらについては全額出展社の負担となります。

■出展契約の解約

出展社が出展契約成立後にその全部または一部を解約する場合は、必ず文書にて行わなければなりません。その際、出展社には下記の解約料をお支払いいただきます。

- ①出展契約成立の日から2010年7月2日までは、出展料金の30%
- ②2010年7月3日以降は、出展料金の100%
 - ・解約料を越える損害が主催者に発生している場合には、別途その損害を賠償していただきます。
 - ・解約料は、請求書に記載された期限までに当社指定銀行口座へ振込むものとします。

■転貸の禁止

出展社は主催者の許可なく、契約小間の全部または一部を他社へ譲渡、貸与等（譲渡料、貸与料等の有無を問わず）を行うことはできません。

■展示会の中止

主催者は、主催者の都合により、いつでも展示会の全部または一部を中止することができるものとします。この場合、主催者は、出展社に対して、開催中止となった部分の割合（一部中止の場合）及び開催残余日数等を基準として、主催者が相当と認める額を出展社に払い戻しますが、それ以外には、一切の責任を負いません。

主催者の都合以外の理由によって、展示会の全部または一部が中止になった場合（主催者が中止せざるを得ないと判断した場合を含みます）、主催者は、出展社に対し、一切の責任を負いません。

■損害賠償責任

主催者は、理由の如何を問わず、出展社及びその関係者が、会場を使用して出展することを通じて被った人身及び財物に対する傷害、損害等に対して一切の責任を負いません。また出展社は、その従業員、代理人、関係者の故意、過失または無過失によって、会場の施設及びその設備等や、第三者の人身・財物に与えた一切の損害について、ただちにその損害を賠償しなければなりません。

主催者が、これらの損害の賠償請求を受けた場合、出展社は、自らの責任で、その支払いを行うと共に、主催者に損害が生じた場合には、弁護士に支払った着手金・報酬金等も含め、その全額を速やかに、主催者に支払うものとします。

主催者は本イベントにおける一切の制作物の中に生じた誤字、脱字等に関する責任は負わないものとします。

■搬入と搬出・撤去

出展社は、主催者が提供する「出展マニュアル」に規定された期間内に小間装飾、展示品の搬入を行い、展示会の開催までにすべての小間装飾を完成させるものとします。また出展社は、すべての展示品及び装飾物の搬出・撤去を「出展マニュアル」に規定された期間内に完了するものとします。これらの期間内に作業を完了させることができず、主催者及び関係者に損害が生じた場合、出展社は、それによって主催者及び関係者に生じた全損害を賠償するものとします。

■展示規定

出展社は、装飾方法、展示方法等に関し、主催者の指示及び主催者が提供する「出展マニュアル」に従わなければなりません。

出展社は自社の展示が近隣の出展社などの妨げにならないようにしなければなりません。万一、近隣の出展社とトラブル等があった場合には、主催者が出展マニュアルの規定をもとに妨害、違反の有無の判断をし、出展社はこの判断に従うものとします。

■防火保安

出展社は、会場に適用される防火および安全にかかわるすべての法規、規則を厳守しなければなりません。

■写真・ビデオ撮影

本イベントにおける写真・ビデオ撮影等を許可する権利その他映像に関する一切の権利は、主催者が有します。

■個人情報の取り扱い

出展社は、本イベントを通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得をおこなう必要があります。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で利用しなければなりません。また取得した個人情報は、出展社が責任をもって管理・運用するものとします。万一、来場者に損害が生じた場合、出展社が全責任を負うと共に、自ら責任を持って紛争を解決するものとします。

※ 主催者は業務上の理由で出展社の情報を、運営、施工、電気等の委託会社に提供します。あらかじめご了承ください。